

# 平成27年度の

# 介護保険料額を

お知らせします

お問い合わせ  
長寿課介護保険係  
☎43-7055

65歳以上のかたの介護保険料額は、本人と世帯員の  
市民税課税状況と本人の年金などの所得金額で決定さ  
れ、7月に決定通知書または納付書が送付されます。

## 保険料の納め方

①年金から差し引かれるかた(特別徴収)  
老齢(退職)年金、遺族年金、障害年  
金などが年額18万円以上のかた

②納付書で納めるかた(普通徴収)  
老齢(退職)年金、遺族年金、障害年  
金などが年額18万円未満のかた  
◆年金の年額が18万円以上になるかた  
でも、次のようなときには納付書ま  
たは口座振替で保険料を納めていた  
できます。

- ・年度途中で65歳(第1号被保険者)になったとき
- ・年度途中で他の市区町村から転入したとき
- ・年度途中で所得段階の区分が変更になったとき
- ・年金の現況届を期限までに提出するのが遅れて、一時的に差し止めになったり、年金担保貸し付けを受けたとき
- ・ねんきん特別便などで新たな年金記録が発見されたときなど、現在受給している年金額が変更になるとき

## 納期内に納めましょう

第1期の納期限は7月31日(金)です  
ので、忘れずに納付してください。  
納付は、金融機関に行かなくても確  
実に納付できる口座振替が便利です。  
金融機関に印鑑と通帳、納付書を持参  
していただくと手続きができます。

## 今年度65歳になるかた

40歳から64歳までのかたは、加入し  
ている医療保険(国民健康保険、社会保  
険など)の保険料と一緒に介護保険料  
を納め、65歳になった月の分からは、  
医療保険料とは別に市に直接介護保険  
料を納めていただきます。

4月2日～7月1日に65歳になったかた  
7月に介護保険料納付通知書を送  
付します。

7月2日以降に65歳になるかた  
誕生日月の翌月に介護保険料納付  
通知書を送付します。

※今年度65歳になるかたの特別徴収  
(年金天引き)の開始は、翌年度以  
降になります。

## 【65歳以上のかたの保険料】

段 階	対 象	基準割合	保険料(年額)
第1段階	①生活保護を受けているかた ②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた ③世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.4	30,024円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下のかた	基準額×0.62	46,548円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えるかた	基準額×0.67	50,304円
第4段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかたで、世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額×0.94	70,572円
第5段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えるかたで、世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額 (月額6,256円)	75,072円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満のかた	基準額×1.28	96,096円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満のかた	基準額×1.35	101,352円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満のかた	基準額×1.6	120,120円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上のかた	基準額×1.7	127,620円

## 【保険料を計算してみましょう】

